

令和7年度 岩手県における機構集積協力金の配分基準

令和7年8月1日
岩手県農林水産部農業振興課

「農地集積・集約化等対策事業実施要綱」（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記2の第10の3に基づき、岩手県における機構集積協力金の配分基準を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

- 「令和7年度地域計画の実現等に向けた推進方針」に基づき、農地中間管理事業を積極的に活用しながら、担い手への農地集積・集約化の取組を推進する。
- 農業従事者の減少・高齢化が進行する中、地域農業の中核となる経営体の生産性向上につながる生産基盤の強化に向けて、農地の集積とともに、農地の集約化を促進する。

2 配分基準

(1) 機構集積協力金の配分

集約化奨励金、地域集積協力金の順で配分。

① 集約化奨励金

要望額が予算額を超過する場合は、交付対象面積が大きい順に配分。

② 地域集積協力金

ア 集約化奨励金の配分後に、予算額の範囲内で配分。

イ 要望額が予算額を超過する場合は、集約化奨励金を同一年度内に取り組み地域を優先して配分する。

ウ 上記によっても条件が同じ場合は、条件不利地が多い中山間地域での農地の集積を促進するため、原則として、以下の順で配分。

順位	地域区分	同一地域区分内の順位
1	中山間地域	機構活用率が高い順※
2	一般地域	〃

※ 同一地域区分内の機構活用率が同率の場合は、交付対象面積のうち新たに担い手に集積される農地面積の割合（以下「新規集積面積割合」という。）が高い順に配分。

(2) その他

機構集積協力金は、国から配分される予算額の範囲内で、上記（1）に基づき交付するものであることから、地域または個人で交付要件を満たしている場合であっても、当該協力金を交付できない場合がある。